

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(健康福祉局分)(令和7年11月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	健康福祉 総務課	228-7212	福祉総合情報システム改修業務 (PMH連携)	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス 統括部(大阪)	12,809,500	R7.11.5	<p>本業務の目的は、既存の福祉総合情報システムを継続して使用することを前提として、当該システム全体の機能を損なうことなく、令和8年度に稼働が予定されている情報連携基盤「Public Medical Hub (PMH)」に対応するためにシステムの改修を行うことである。当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするために、システム全体の構成の把握、プログラムの新規作成、変更内容、テスト内容、改修が与える影響範囲の抽出、改修にあたっての詳細な手順や設定など、当該システムにかかる詳細な知識や技術が不可欠であり、当該システムを構築した者以外による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しない業者が本業務を履行した場合、システム設定の誤りや漏れ等が生じる恐れがあること、また、処理の誤りによる高齢者・障害者(児)福祉事業に係る各業務の遅延、窓口対応の停滯が発生し、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがあることから、本業務を履行できるものは、当該システムを構築した業者であり、当該業務に係る詳細な知識・ノウハウ等を有する富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受けた富士通Japan株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
2	生活援護 管理課	228-7412	生活保護情報システムサブシス テムの改修業務(住基連携)	北日本コンピュータ サービス株式会社	1,760,000	R7.11.14	<p>本業務は、住民登録システムの標準準拠システム移行に伴い、データ連携方式が変更となるため、生活保護情報システムのサブシステムである中国残留邦人等支援給付システム、小口更生資金貸付システム、住居確保給付金システム、民生委員システム(以下「現行システム」という。)が引き続き住基データを連携可能とするため現行システムの改修を行うものである。</p> <p>住基データを取り込むためには、現行システムについての詳細な仕様や設定、構成等についての知識や技術が不可欠であるため、現行システムを構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の目的及び性質が競争入札に適しない。</p> <p>仮に現行システムについて詳細な知識を有しない者が本業務を履行した場合、住基データを正常に現行システムに取り込むことができないことにより、個人情報が誤ってシステム内に登録され、通知書の誤送付が発生する等市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムについての詳細な知識等を有する、このシステムを開発した北日本コンピューターサービス株式会社以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
3	医療年金 課	228-7375	後期高齢者医療電算システム端 末更新対応業務	株式会社日立製作所 関 西支社	2,775,014	R7.11.26	<p>当該業務は、後期高齢者医療電算システムの端末の入替および増設することに伴い、ネットワーク端末におけるマスクイメージデータの作成及びセットアップ等の設定を行うものであり、業務システムの詳細な設定やデータベースの構成等のシステム全体構成の把握、作業にあたっての詳細な手順や設定など、当該システムにかかる詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外のものによる適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>仮に当該システムにかかる詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、システム設定の誤りや漏れによるシステム異常が生じることにより、各業務の遅延、窓口対応の停滯等が発生し、後期高齢者医療制度に係る市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことより、本業務を適正に履行できるものは、現システムの詳細な知識等を有する、現システムを構築した業者である株式会社日立製作所以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
4	保健医療 薬務課	228-7582	堺市在宅人工呼吸器使用患者 支援事業における訪問看護業務	帝人訪問看護ステーショ ン株式会社	—	R7.11.4	当該業務は、対象者が申請することにより、その主治医の指示に基づいて訪問看護ステーション等の事業者の実施する訪問看護サービスを受けることができる業務であり、当該事業者は、堺市在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱第6条の規定により委託の相手方として決定された訪問看護実施機関であるため。	1者随契	単価契約 8,450円/回 2,500円/回 ほか